



高病原性鳥インフルエンザ道内発生事例

令和4年秋の渡り鳥シーズン以降、北海道において、胆振管内2件を含む計5件の高病原性鳥インフルエンザが発生し、まん延防止を図るため、家畜伝染病予防法及び同法に定める高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく防疫措置が実施されました。

令和4年秋以降、北海道内の高病原性鳥インフルエンザの発生と防疫措置

		発生農場の防疫措置				周辺農場の防疫措置			
		通報	疑似患畜確定	殺処分終了	防疫措置完了 *1	搬出制限区域 ■半径3~10km円内 ■家きん等の区域外搬出の制限 対象戸数 (100羽以上飼養)		移動制限区域 ■半径3km円内 ■家きん等移動の制限 対象戸数 (100羽以上飼養)	
						解除 *2		解除 *3	
厚真町	肉用鶏 約17万羽	R4.10.27	R4.10.28 (1日)	R4.10.31 (3日)	R4.11.3 (6日)	3戸 R4.11.20 (23日)	2戸 R4.11.25 (28日)		
伊達市	肉用鶏 約15万羽	R4.11.6	R4.11.7 (1日)	R4.11.10 (3日)	R4.11.13 (6日)	3戸 R4.11.30 (23日)	2戸 R4.12.5 (28日)		
千歳市 1例目	採卵鶏 約55.8万羽	R5.3.27	R5.3.28 (1日)	R5.4.3 (6日)	R5.4.5 (8日)	8戸 R5.5.1 (34日)	4戸 R5.5.6 (39日)		
千歳市 2例目	採卵鶏 約39万羽	R5.4.2	R5.4.3 (1日)	R5.4.8 (5日)	R5.4.11 (8日)	5戸 R5.5.1 (28日)	2戸 R5.5.6 (33日)		
千歳市 3例目	採卵鶏 約31万羽	R5.4.6	R5.4.7 (1日)	R5.4.12 (5日)	R5.4.14 (7日)	5戸 R5.5.1 (24日)	1戸 R5.5.6 (29日)		

()内は通報からの経過日数

- *1 防疫措置完了から1週間間隔で2回の農場消毒を実施
- *2 移動制限区域内全発生農場防疫措置完了後10日経過後同区域内農場の清浄性確認検査陰性確認後農林水産省と協議の上解除
- *3 *2の検査陰性確認かつ移動制限区域内全発生農場防疫措置完了後21日経過後農林水産省と協議の上解除
- *4 *1~3は高病原性鳥インフルエンザ等特定家畜伝染病防疫指針(農林水産省公表)に基づく措置

1 発生農場の防疫措置

飼養鶏全てを疑似患畜と診断し殺処分、死体・汚染物品の埋却、農場内の反復した消毒を実施しました。

2 周辺農場の防疫措置

発生防止対策の再徹底とともに、家畜伝染病予防法に基づく家きん等の移動制限に協力をいただきました。隣接する石狩管内の発生に際しても管内複数の農場が周辺農場に該当しており、万全の取組により管内でのまん延防止措置が図られました。

3 発生農場の清浄性確認

各農場においては、環境材料の検査、鶏舎内で一定期間飼育し感染の有無を確認するモニター鶏の検査の陰性確認を経て、衛生管理を再点検して厳重な徹底を継続し、経営再開の取り組みが行われています。

4 まとめ

異状を発見した際の迅速な通報、昼夜を問わない防疫措置を徹底いただいた発生農場関係者をはじめ、御支援をいただいた道内一円の皆様の御尽力により、各事例において当初計画に沿ってまん延防止措置が終了しました。なお、発生原因については明確に特定することは困難ですが、道内全域で野生鳥獣における高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されており、これらの野生鳥獣の影響により、鶏舎周辺にウイルスが接近していたという事態が最も高い可能性として考えられます。管内の家畜飼養者におかれましても、農場、衛生管理区域内の徹底した消毒を継続いただくとともに、畜舎に

足を踏み入れる最後の一步にも恐ろしい病原体がいるのかもしれないという可能性を心に留め、引き続き、家畜伝染性疾病の防疫に取り組んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/aviflu.html>

家畜の越境性動物疾病について

家畜の越境性動物疾病は「国境を越えて蔓延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」(国連食糧農業機関:FAO)と定義されています。現在日本で発生リスクが高い越境性動物疾病は**口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ**です。

昨年10月に新型コロナウイルス感染症による入国規制が緩和されたことから、海外からの人、物の交流はこれから多くなります。海外からの家畜伝染病の水際検疫がさらに徹底されるよう、**許可のない畜産物の国内への持ち込みや郵送の禁止等について、特に海外からの従事者等に説明いただきますようお願いいたします。**さらに北海道では、**新幹線ホーム、空港国内線、フェリーターミナル等において、旅客の靴底消毒**を協力いただいています。

■発生状況

1 口蹄疫

国内では、平成22年の宮崎県での発生以降本病の発生はありませんが、アジア各国を含め世界中で継続的に発生しており、**令和5年5月には韓国で4年ぶりとなる発生が確認されています。**国内における前回の発生は韓国での発生後に起きていたことから、**侵入リスクは非常に高いと考えられます。**飼養衛生管理の点検と改善、異状の早期通報の徹底をお願いします。

【口蹄疫の特徴的な病変】



泡沫状の流涎



舌のびらん



蹄のびらん・潰瘍



鼻鏡のびらん・潰瘍
出典：農林水産省

2 アフリカ豚熱 (ASF)

アジア全域で急速に感染が拡大しており、**令和5年1月現在、日本と台湾を除く東アジア全域でアフリカ豚熱の発生が確認されています。**豚熱と違い有効なワクチンがないため、ひとたび国内へ侵入し、万が一まん延すると甚大な被害が起きると考えられるため、飼養衛生管理の徹底が最重要になっています。検疫では**海外から違法に持ち込まれた畜産物から生きたアフリカ豚熱ウイルスが確認**されており、侵入リスクは非常に高まっています。

3 豚熱 (CSF)

飼養豚へのワクチン接種および野生イノシシのサーベイランスなどにより散発的な発生となっており、令和5年3月にはおよそ半年ぶりに茨城県で国内86例目となる発生が確認されています。主な感染源の感染イノシシの確認地域は拡大傾向にあり、現在秋田県や岩手県にまで北上していることが確認されています。イノシシの移動が活発になる夏は感染拡大が懸念されています。

北海道における本病の侵入防止策は、基本的な衛生管理に加え、特に**イノシシ生息地域からの敷材など、豚に直接触れる資材などの由来も確認し、農場へ持ち込むものについては適切な消毒を行うことが必要です**。また、ワクチン接種地域からの北海道への豚、精液等の移動は禁止されています。

4 高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ

令和4年度は過去最も早い10月に国内1例目が確認されて以来**26道県84事例発生し、過去最多の約1,771万羽が殺処分の対象**となりました。これまで発生のなかった地域・国でも発生があり来シーズンも予測のつかない状況です。渡り鳥の飛来する前のこの夏の間、鶏舎等の修繕、飼養衛生管理の見直しなどを行ってください。

牛 の ヨ ー ネ 病

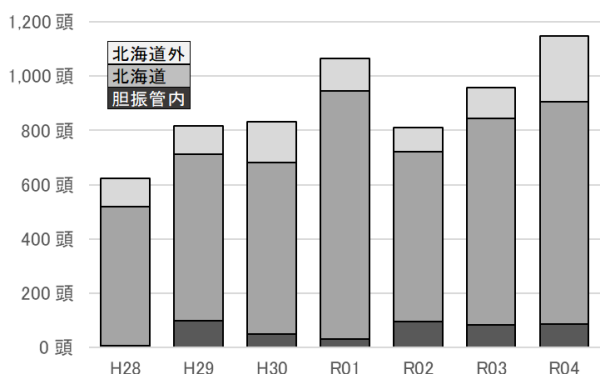
ヨーネ病は牛をはじめとした反芻動物における伝染病であり、継続した水様性の下痢を主症状として死に至る伝染病です。ワクチンや治療方法がなく、感染防止、検査による摘発とうたを確実に実施して清浄化を図る必要があります。

原因となるヨーネ菌は糞便中に存在しており、これを口から取り込むことで感染します。感染防止のため、牛の飼槽、水槽をはじめとした飼養環境中の清掃、消毒を反復して実施することが必要です。特に本病は潜伏期間が長く、見た目では健康な牛であっても糞便中に菌を排出している場合があります。日頃から、飼料や飲み水の糞便による汚染防止に注意し、発生予防、まん延防止に取り組んでください。

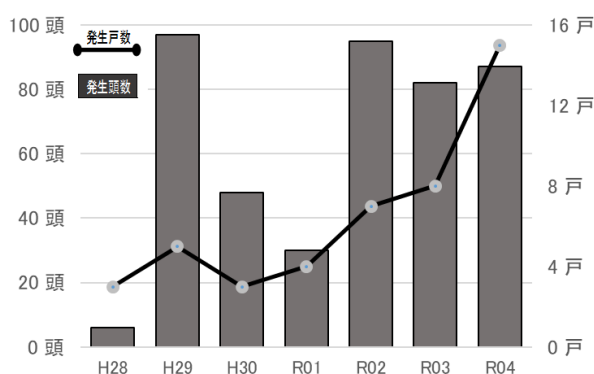


<https://www.naro.go.jp/laboratory/niah/disease/paratuberculosis/index.html>

牛のヨーネ病の発生状況 (全国)



(胆振管内)



令和5年度家畜伝染病予防法第5条に基づく検査について

令和5年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査は、次のとおり計画しています。
今年度につきましても皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

対象家畜	検査の種類	対象地域	進捗状況
乳用牛 (24か月齢以上の 搾乳の用に供する雌牛)	 ヨーネ病	伊達市	8月～9月 実施予定
肉用牛 (24か月齢以上の 繁殖の用に供する雌牛)	 ヨーネ病	壮警町	11月～12月 実施予定
死亡牛			
・通常の死亡牛： 96か月齢以上	牛海綿状脳症	管内一円	通年
・起立不能等： 48か月齢以上			
家きん	 高病原性及び低病原 性鳥インフルエンザ (強化モニタリング)	管内	10月実施予定
蜜蜂	 腐蛆病	管内一円	7月～9月 実施予定

着地検査について

家畜の導入にあたり・・・

家畜を海外から輸入し、また、道外から移入する際には、伝染性疾病の侵入を未然に防止するため、次のことを遵守してください。

1 隔離飼養及び健康観察

現在飼養している家畜と直接接触しないように、一定期間（輸入家畜：3か月、移入家畜：3週間）、輸入又は移入した家畜を移動させず、隔離飼養して健康観察に努め、監視伝染病（牛：口蹄疫・ヨーネ病等、豚：口蹄疫、CSF、ASF、豚流行性下痢等）を疑う異状がないことを確認してください。

また、万一、異状を認めた場合には、速やかに診療獣医師または家畜保健衛生所までご連絡ください。

2 導入計画書の提出

家畜を輸入又は移入する際には、事前に（2週間程度前）、家畜保健衛生所へ導入計画書を提出してください。

3 精密検査の受検

輸入又は移入された家畜については、国又は北海道の要領等に基づき、次のとおり精密検査を実施します。

- 移入牛：ヨーネ病検査
- 輸入・移入豚：CSF及びオーエスキー病検査
- 輸入馬：馬伝染性貧血及び馬ウイルス性動脈炎検査



4 豚を導入する際の留意事項

○ CSFについて

現在、CSFの防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺が原則とされていますが、野生イノシシを介した本病の感染リスクが高い地域をワクチン接種区域として、予防的ワクチン接種が行われています。これに伴い、原則として、ワクチン接種区域からの生きた豚やイノシシ、これらの精液、受精卵などの道内への持ち込みができません。導入に際しては、導入元の施設がワクチン接種区域に所在するかどうかの確認を徹底いただくとともに、不明な場合は家畜保健衛生所までご確認ください。

また、ワクチン接種をした豚の背中には、英字の「V」をスプレー等で標識することとされています。導入した豚に、万一当該標識又はこれを疑う標識が確認された場合には、家畜保健衛生所までご連絡ください。

CSFのワクチン接種推奨地域（令和5年6月7日時点）

本州・四国・沖縄県

○ オーエスキー病について

生体や精液の移入にあってはオーエスキー病の清浄地域の農場から移入されることをご確認いただくとともに、必要な検査等について引き続きご協力をお願いします。

令和5年 監視伝染病発生状況

（胆振管内は5月末現在、全道は4月末現在）

○ 法定伝染病

疾病名	畜種	胆 振		全 道	
		戸数	頭羽数	戸数	頭羽数
ヨーネ病	乳用牛	1	5	52	105
	肉用牛	9	50	55	175
	めん羊	0	0	1	5
	山羊	0	0	1	11
高病原性鳥インフルエンザ（患畜）	鶏	0	0	3	6
高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）	鶏	0	0	4	1,226,596

○届出伝染病

疾病名	畜種	胆 振		全 道	
		戸数	頭羽数	戸数	頭羽数
牛ウイルス性下痢	牛	1	1	5	9
牛ウイルス性下痢（疑症）	牛	0	0	1	1
牛伝染性リンパ腫	農場 と畜場	22	29	105	113
			18		135
牛伝染性リンパ種（疑症）	牛	0	0	1	2
破傷風	牛	0	0	1	1
気腫疽	牛	0	0	1	1
サルモネラ症	農場 と畜場	牛	0	37	77
			0		0
アカバネ病	牛	0	0	5	13
牛伝染性鼻気管炎	牛	0	0	2	3
馬鼻肺炎	馬	1	1	7	7
鶏伝染性気管支炎	鶏	1	5	0	0
豚丹毒	農場 と畜場	豚	0	4	0
			0		6

畜産物への抗菌性物質等の残留防止について

令和4年度の胆振管内における畜産物への抗菌性物質等残留事故発生はありませんでしたが、全道ではストレージでの発生が複数件あったことから生乳の廃棄乳量が倍増しています。

他管内で発生した肉用牛の畜肉等への残留は、抗炎症薬（使用規制医薬品）を投与した牛を十分に確認せず使用禁止期間内に出荷したことによるものです。出荷前にはその家畜が出荷禁止期間でないことを確認した上、病歴と投薬歴を申告してから出荷する必要があります。

残留事例の大半は”うっかり”によるものです。

日常作業の見直しや情報の「見える化」を徹底し、残留を防止しましょう。

●過去3年間の抗菌性物質等の残留事例発生状況

年度		R2	R3	R4
生乳 (件数)	全道	50	38	29*
	胆振	0	1	0
廃棄乳等 (トン)	全道	543.7	401.2	983.3*
畜肉 (件数)	全道	3	2	6*
	胆振	0	0	0

*：令和4年4～12月まで

市場上場牛のヨ－ネ病自主検査の日程

今年度のヨ－ネ病自主検査日程は次のとおりとなっています。検査を依頼される方は、締切厳守でお願いします。採材時の月齢が**6か月齢以上**であることを必ずご確認ください。また、**牛の個体識別番号、採材年月日、採材獣医師名**についてご連絡ください。

年	月	締切日	
令和5年	6月	6月28日	(水)
	7月	7月26日	(水)
	8月	8月30日	(水)
	9月	9月27日	(水)
	10月	10月25日	(水)
	11月	11月29日	(水)
令和6年	12月	12月27日	(水)
	1月	1月31日	(水)
	2月	2月28日	(水)
	3月	3月27日	(水)



～北海道収入証紙について～
令和3年度より「病性検定診断申請書」「病性検定証明書交付申請書」に貼付いただく北海道収入証紙には**申請者による消印が不要**となっています。

病性検定の依頼について

病性検定を依頼される場合は、**事前のご連絡をお願いします**。また、下記の点についてご注意をお願いします。採材にあたっては、下表を参照ください。

- 採材してすぐの新鮮な材料を、冷蔵で送付
- 集団発生の場合は複数頭の材料を採材
- 検査依頼内容、個体情報、カルテの写しなど経過がわかる情報を添付


検査に関するご質問等はいつでも承ります。

病態の原因究明や感染症の早期発見にむけて、お役に立てれば幸いです。

お気軽にご相談
ください。



①目的別

目的	材料	検査	採材量・採材方法・留意点
呼吸器病原因検索	鼻腔スワブ	ウイルス検査（遺伝子検査、分離） 細菌検査（培養検査） マイコプラズマ検査（培養検査）	○綿棒は1頭につき3本以上（ウイルス、細菌、マイコプラズマ用）採取し、滅菌生食にひたす  ○鼻鏡・鼻腔をアルコール綿花で拭いて、なるべく鼻の奥から採材する ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい ○抗体検査用の後血清は約3週間後に採材
	血清	ウイルス抗体検査（ペア血清推奨）	
	糞便	牛肺虫検査	
下痢原因検索	糞便	ウイルス検査 細菌検査（サルモネラ検査、その他培養検査） 内部寄生虫検査	○糞便はピンポン球大（一握り）以上の量 ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい ○抗体検査用の後血清は約3週間後に採材
	血清	ウイルス抗体検査（ペア血清推奨）	
流産原因検索	胎子 胎盤 母畜血清	ウイルス検査 細菌検査 病理検査 抗体検査等	○胎子は必ず採材（集団発生は複数頭） ○胎盤の搬入もお願いします

② 主な疾病別

疾病	材料	検査方法	採材方法・留意点
牛伝染性リンパ腫	血清	抗体検査（ELISA）	○6か月齢未満の牛は移行抗体の影響を受けるので、抗体検査ではなく遺伝子検査が望ましい
	全血（EDTA血）	遺伝子検査（PCR）	
		白血球数、白血球百分比、異型リンパ球の確認	○当日搬入が困難な場合は、血液塗抹標本を搬入
牛ウイルス性下痢	血清	遺伝子検査 抗体検査（ペア血清推奨、6か月齢未満は×）	○6か月齢未満の牛は移行抗体の影響を受けるので、血清とあわせて全血も採材
	全血（EDTA血）	遺伝子検査	
ヨーネ病	血清	抗体検査（スクリーニング検査）	○採材時の月齢が6か月齢以上であることを必ず確認
	糞便	遺伝子検査（リアルタイムPCR）	○糞便は親指大以上（多めに）

※その他、馬パラチフス、豚オーエスキー病など



～まもなく夏到来～暑熱対策をしましょう！！～



胆振の夏も暑い日が増えてきました・・・特に急激に気温が上昇する7月上旬から暑熱による被害が増えます。本格的に暑くなる前にポイントをおさえて、はやめの対策で家畜の暑熱ストレスを軽減しましょう！！

【 飼養管理 】

□ 家畜の管理

密飼いを避ける
冷水の噴霧、送風
頻繁な除糞

□ 給与飼料

涼しい時間帯の給与
新鮮で冷たい水の給与
ビタミンやミネラルの補給
飼料の腐敗防止

【 畜舎環境 】

□ 直射日光の遮断

遮光ネット、よしずの設置
放牧地にも日陰を作るなど

□ 畜舎の通気・換気

扇風機、細霧システムの活用

□ 畜舎屋根の断熱・冷却

白色塗装（ペンキ、石灰乳）
断熱材設置、散水

雑菌やサシバエなどが増えないよう、畜舎（水槽・飼槽など）の掃除や周辺の草刈りもお願いします！

！！特に鶏では要注意！！

ウインドウレス鶏舎では、トンネル換気システムで熱を放散し、さらに入気冷却をする。
※パンティングなどの症状が現れ、鶏が死亡し始めたときは・・・

鶏体に直接冷水をスプレーし扇風機等で送風する。換気システムをフル稼働。給水タンクの水に氷を入れて冷やす。飲水や飼料に塩化カリウム、塩化アンモニウムあるいは重炭酸ナトリウム（重曹）を添加する。

牛は寒さよりも暑さに弱く、気温が 20℃を超えるとストレスを感じるといわれています。風通しを良くして、牛の体感温度を下げましょう。

豚では、肥育豚の増体重減少、繁殖豚の受胎率低下が問題になります。基本的な対策のほか、交配は涼しい時間にしましょう。



着任のあいさつ

指導課長 藤井 誠一

4月1日付けの人事異動で、平成23～26年度以来2度目の着任となりました。胆振⇒十勝⇒石狩⇒日高⇒胆振と、”8の字”に異動してきました。8の字ダンスをする動き者・蜜蜂のように、私も一生懸命仕事をしてゆく所存です。



お世話になりました！

転出者（令和5年4月1日付け）指導課長 山本 泰弘 ⇒ 石狩家保

所内体制&緊急連絡先

所在地：〒059-0462 登別市富浦町4丁目3番地

電話：0143-85-3231 FAX：0143-85-1562

閉庁日（土・日・祝日）、時間外の緊急連絡先

胆振総合振興局（代表）：0143-24-9900

（「家畜保健衛生所への連絡」とお伝えください。）

011-585-6102（内線20482）

011-585-6103（内線30731）

011-585-6104（内線41354）

（案内に沿って内線番号を入力してください。）

所長：松岡鎮雄	
次長：竹田 博	
予防課長：平松 美裕子	指導課長：藤井 誠一
予防課 主査（危機管理）：荻野 倫子 指導専門員：佐々木 真由美 指導専門員：宝達 美穂	指導課 専門員：中蘭 将友

